

平成 2 7 年度 (No. 2)

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査
公の施設の指定管理者監査
出 資 団 体 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 58 号
平成27年12月14日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	塩 尻 伸 司 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長	金 丸 浩 一 様

旭 川 市 監 査 委 員	長 谷 川 明 彦
旭 川 市 監 査 委 員	中 島 孝 志
旭 川 市 監 査 委 員	安 田 佳 正
旭 川 市 監 査 委 員	室 井 安 雄

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期 監 査

1	監査の対象部局及び実施期間	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監 査 の 方 法	2
4	監 査 の 結 果	2

第 2 定期 監 査（工事 監 査）

1	工事の対象部局及び実地調査日	7
2	監 査 の 対 象	7
3	監 査 の 方 法	7
4	監 査 の 結 果	7

第 3 公の施設の指定管理者監査

1	監査の対象団体及び実施期間	8
2	指 定 期 間 等	8
3	監 査 の 範 囲	8
4	監 査 の 方 法	8
5	監 査 の 結 果	9

第 4 出 資 団 体 監 査

1	監査の対象団体及び実施期間	11
2	監 査 の 範 囲	11
3	監 査 の 方 法	11
4	監 査 の 結 果	11

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象部局及び実施期間

対 象 部 局	期 間
総 務 部	平成27年9月1日 ~ 平成27年11月19日
子 育 て 支 援 部	
保 健 所	
経 済 観 光 部	
都 市 建 築 部	
土 木 部	
学 校 教 育 部	
社 会 教 育 部	

2 監 査 の 範 囲

平成27年4月1日から平成27年7月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総務部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料（加算料を含む。）、駐車場使用料、不用物品売払収入を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で不用品売却契約事務を対象とした。

○ 子育て支援部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料、保育料負担金（現金取扱事務を含む。）を対象とした。

○ 保健所

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料、手数料（加算料、現金取扱事務を含む。）を対象とした。

○ 経済観光部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料，手数料，旭山動物園の入園料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…旭山動物園の入園料に係る契約事務を対象とした。
- (3) 財産管理に関する事務…旭山動物園の入園料に係る財産管理事務を対象とした。

○ 都市建築部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料，手数料（現金取扱事務を含む。）を対象とした。

○ 土木部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料，手数料（現金取扱事務を含む。）を対象とした。

○ 学校教育部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料（加算料，現金取扱事務を含む。）を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で報酬を対象とした。
- (3) 学校に係る事務…予算経理事務（小学校5校，中学校2校）及び物品，施設等の管理事務（小学校4校，中学校2校）を対象とした。

○ 社会教育部

- (1) 収入に関する事務…部共通で使用料（加算料，現金取扱事務を含む。）を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて，それぞれの書類を試査により照合，関係職員へ質問及び実査をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり，収入，支出，契約及び財産管理に関する事務並びに学校に係る事務については，一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

○ 総 務 部

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 子 育 て 支 援 部

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 保 健 所

(1) 収入に関する事務

ア 医療薬事関係手数料等の現金取扱事務において、釣銭の受払状況や毎日の保管現金の確認を所管課で行っておらず、所管課以外の課の現金取扱員が現金の保管や会計課への引継ぎを行っているため、責任の所在が明確でなくなることから、所管する現金出納員の管理監督下になるよう管理手法について検討されたい。

(保健総務課)

○ 経 済 観 光 部

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

(3) 財産管理に関する事務

ア 収納事務委託における入園券等の受払いについて、受払相手方が不明確であることや、動物園と委託業者間の受払日が不一致なものがあることから、次の事項に留意し適正な財産管理となるよう検討されたい。(旭山動物園)

(ア) 受払簿に払出先等を記載し決裁を受けるなど、受払の状況を明らかにすること。

(イ) 委託業者に入園券等出納簿の作成を義務付け、毎月提出を受けるなど、委託業者が保管している枚数を定期的に確認すること。

(ウ) 園が保管する枚数を適宜確認し、委託業者の保管枚数と併せ適正な在庫管理を行うこと。

イ 1泊2日券の収納事務委託について、券の作成枚数を協議により決定した後、委託先が券の作成や販売を行い、売上枚数に応じて市に入園料を納付させているところであるが、委託先からは書面で売上報告を受けているだけで売上げの実態が確認できないことや、券の作成状況や保管枚数が明らかになっていないことから、適正な財産管理となるよう、履行確認の方法を含め委託内容の見直しを検討されたい。

(旭山動物園)

○ 都 市 建 築 部

(1) 収入に関する事務

ア 駅前広場占用使用料の面積の算定について、算定過程での端数処理方法は統一されていたものの明文化されていないことから、要領等で明確にするよう検討されたい。(北彩都事業課)

イ 自動車保管場所使用承諾証明手数料に係る現金の受払を記録する現金出納簿について、収入の状況は記載されているものの、金融機関への払込みと現金残高の状況が明らかになっていないことから、常に現金の受払の状況を明らかにするよう、当該出納簿の記載内容について見直しを検討されたい。(住宅課)

○ 土 木 部

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産使用料において、調定額を誤って起票したことにより、2件360円の過少徴収となっていた。(土木管理課)

イ 行政財産使用料について、許可期間が複数年度にわたるもので、固定資産税の仮評価額を使用している場合には、毎年度、直近の仮評価額を用いて使用料を算定し直すこととされているが、行っていない。

なお、算定し直した結果、5件中2件について、合計66,360円過大算定となっていた。(土木管理課)

ウ 道路占用使用料において、設置する管の外径による占用料単価を誤ったため、1件668円の過少徴収となっていた。(土木管理課)

エ 地籍調査証明手数料の減免申請に対する承認に当たって、事務専決規程に基づく課長決裁がなされていない。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・道路占用使用料の減免において、結果的に調定額に影響はなかったものの、占用料が未計算のものや減免対象となる占用物件の範囲が不明瞭なものが散見されたことから、減免の適用を行う場合においても、減免する金額及び対象物件を明らかにするよう適切な事務に努められたい。

○ 学 校 教 育 部

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産使用料について、許可期間が複数年度にわたるもので、固定資産税の仮評価額を使用している場合には、毎年度、直近の仮評価額を用いて使用料を算定し直すこととされているが、行っていない。

なお、算定し直した結果、360円過大算定となっていた。(教育政策課)

(2) 支出に関する事務

ア 嘱託職員の報酬の支給において、報酬月額を誤ったことにより、8件2,400円未払いとなっているものがあった。(学務課) -改善済

(3) 学校に係る事務

ア 学校敷地の境界部分において一部明確でないものが見受けられたので、調査を行い境界を明確に整理するよう検討されたい。(正和小学校、旭川第1小学校)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・学校の備品購入において、20万円未満の物品の購入については学校長に補助執行させており、教材備品などの購入に際しては事務の効率化を図るため、通常1者から見積書を徴することで足りるとしているが、一括して発注できるにもかかわらず、同一品を同一業者に複数回発注し、合計すると20万円を超えているものが見受けられたことから、一括して取扱い、2者以上から見積書を徴して契約相手を決定するなど、経済性、公正性に配慮した事務執行となるよう検討されたい。

・学校の予算管理において、支出負担行為整理簿の取扱いを誤ったことにより、配当予算残額を正確に把握できない期間が生じているものなど、予算管理に不備のある学校が複数見受けられたことから、適正な予算管理のため、支出負担行為整理簿の取扱いについて各学校に周知徹底を図られたい。

・学校の保健室用医薬品の購入に当たり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められた、医薬品販売業の許可を受けていない者に発注しているものが見受けられたことから、販売許可の有無を確認し、発注するよう各学校に周知徹底を図られたい。

○ 社 会 教 育 部

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産の目的外使用許可に伴う電気料の子メーターによらない加算料金算定において、平成28年2月分の日数を29日とすべきところ28日としたことにより、年間日数を誤り、5件1,149円の過少徴収となっていた。(文化振興課)

イ 公民館使用料において、使用申請書に基づく使用料の合計額9,280円に対し、現金との突合を怠り、何らかの理由で混入していた不明金500円を含む現金9,780円を指定金融機関に払込みしたことにより、収入が500円過大となっていた。

(公民館事業課)

第 2 定期監査（工事監査）

1 工事の対象部局及び実地調査日

対象部局 学校教育部
実地調査日 平成27年10月14日

2 監査の対象

平成27年度において施工中の建築工事のうち、当該年度における契約金額がおおむね3,000万円以上の工事の中から次の工事を選定した。

工事名 神居東小学校耐震改修工事
工事場所 旭川市神居1条17丁目
担当課 教育政策課
工期 平成27年5月26日から平成28年1月29日まで
契約金額 174,960,000円
施工者 高組・菅原共同企業体
工事概要 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 5,228.35㎡

3 監査の方法

今回の監査は、建築工事等に関する専門的知識が必要となることから、監査対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理のすべての技術面に関することについて、技術的調査を公益社団法人日本技術士会に委託し、技術士の派遣を求めて実施した。

なお、監査の実施に当たっては、関係職員から工事の概況説明を受けるとともに、技術士の現場調査に立会いの上、委託先から提出された調査報告書を基に実施した。

4 監査の結果

監査対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理の技術面に関することについて、公益社団法人日本技術士会から提出された調査報告書を考察した結果、当該報告書における調査結果の範囲において、工事執行関係の諸手続は適切に行われており、施工状態における工事技術上の問題もないと認められ、特に指摘する事項はない。

第 3 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象団体及び実施期間

対象団体	対象施設	期 間
公益財団法人 旭川市公園緑地協会	1 都市公園のうち総合公園，運動公園(石狩川水系緑地を除く。)，都市緑地(カムイの杜公園に限る。) 2 都市公園のうち運動公園(石狩川水系緑地(同緑地パークゴルフ場を除く。))に限る。) 3 都市公園のうち特殊公園(旭山公園に限る。) 4 都市公園のうち特殊公園(嵐山公園に限る。)，都市緑地(オサラッペ川広場に限る。)	平成27年9月1日 ～ 平成27年11月19日

2 指 定 期 間 等

指定期間	平成26年度委託金額	利用料金制の適用
平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日	1 都市公園のうち総合公園，運動公園(石狩川水系緑地を除く。)，都市緑地(カムイの杜公園に限る。) 481,107,600円 2 都市公園のうち運動公園(石狩川水系緑地(同緑地パークゴルフ場を除く。))に限る。) 96,249,600円 3 都市公園のうち特殊公園(旭山公園に限る。) 11,890,800円 4 都市公園のうち特殊公園(嵐山公園に限る。)，都市緑地(オサラッペ川広場に限る。) 19,018,800円	無

3 監 査 の 範 囲

平成26年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務

4 監 査 の 方 法

対象施設を所管する関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき，公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し，主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務について，関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては、指摘を受けたことに十分留意しながら、より適正な管理に努められたい。

○ 公益財団法人旭川市公園緑地協会

(1) 団体に関する事項

ア 事業報告書の施設管理に係る経費の収支状況について、次の計上誤りにより、支出の部の合計額が誤って報告されていた。

(ア) 都市公園のうち総合公園、運動公園（石狩川水系緑地を除く。）、都市緑地（カムイの杜公園に限る。）の電話料で10円の過少計上

(イ) 都市公園のうち運動公園（石狩川水系緑地（同緑地パークゴルフ場を除く。）に限る。）の備品購入費で605,880円の計上漏れ

(ウ) 都市公園のうち特殊公園（嵐山公園に限る。）、都市緑地（オサラッペ川広場に限る。）のその他の経費で100円の過大計上

(2) 所管部局（土木部）に関する事項

ア 指定管理者が管理経費により購入した備品は市の所有に属するとし、備品台帳を更新することとしているが、指定管理者が施設の工事等により整備した附帯設備等についても帰属を明らかにするとともに、施設等一覧を適時に更新するなど、適切に維持管理できるよう検討されたい。

イ 毎月の管理業務の実施状況及び使用状況並びに使用料の収入実績に係る業務報告書において、清掃業務等の実施回数や使用料に係る減免額など、基本協定書等により市が求める水準の履行確認ができないものがあることから、業務報告書の内容の見直しを指導されたい。

ウ 事業報告書の施設管理に係る経費の収支状況について、収支全体を正確に把握できるようにするため、非現金支出である減価償却費等を対象経費とする必要性や収支不足が生じた場合の財源の充当内容を記載するほか、事業計画どおり適切に執行されているかを把握するため、予算に対する決算の状況が確認できるよう収支決算書の記載内容の見直しを検討されたい。

エ 利用状況が低調な施設が見受けられたことから、施設の利用促進に向けて、毎月の業務報告書や毎年度の事業報告書により利用状況や管理運営の課題などの把握に努め、必要に応じて市民への周知や施設管理の向上を図る取組について、指定管理者と協議し業務計画に反映させるなど指導されたい。

第 4 出 資 団 体 監 査

1 監査の対象団体及び実施期間

対 象 団 体	出資率(%)	期 間
公益財団法人 旭川市公園緑地協会	100.0	平成27年9月1日 ～ 平成27年11月19日

2 監 査 の 範 囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業に係る出納その他の事務

3 監 査 の 方 法

出捐を行った関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までについて、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監 査 の 結 果

提出された関係諸帳簿及び書類に基づき、団体の事業に係る出納その他の事務について監査を行った結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも団体の事業実施に当たり、本監査結果について十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 公益財団法人旭川市公園緑地協会

(1) 団体に関する事項

ア 公園トイレ清掃業務委託の契約で、積算に使用する作業員単価を誤ったことにより積算額が過大となり、適正な積算額を21,600円上回る契約額で契約締結していた。

イ 財務諸表等の表示について、貸借対照表内訳表で必要な整理を行わず普通預金を

マイナスのまま表示していたこと，財務諸表に対する注記でリース取引の処理方法が実態と異なっていたことから，財務内容がより明瞭となるよう，これらの表示について見直しを検討されたい。